

鳥取県東部保健医療圏地域保健医療協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県東部保健医療圏地域保健医療協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものである。

(組織)

第2条 協議会は、全体会議及び専門部会で構成する。

2 専門部会は、医療提供部会、健康づくり部会及びへき地・救急医療部会で構成する。

3 全体会議及び専門部会は、それぞれ次の各号に掲げる人数の委員をもって組織する。

(1) 全体会議 15人以上

(2) 医療提供部会 10人以上

(3) 健康づくり部会 10人以上

(4) へき地・救急医療部会 10人以上

4 地域医療構想調整会議は、全体会議及び医療提供部会で構成する。

(協議事項)

第3条 全体会議は、地域保健医療計画の実施に関する事項を協議するものとする。

2 専門部会は、調査審議事項のうち専門的な事項及びその他必要な事項について協議するものとし、その具体的な内容は次の各号に掲げる事項とする。

(1) 医療提供部会

プライマリ・ケアから先進医療までの一貫した医療及び医師の教育、研修等に資するための病診連携の機能強化に関する事項並びに精神医療、感染症等個々の疾病対策及び医師確保を中心とした医療人材確保に関する事項

(2) 健康づくり部会

住民の健康を保持増進するための疾病予防を中心とした家庭、学校、職域等における健康づくりに関する事項

(3) へき地・救急医療部会

救急医療、災害時医療及びへき地医療対策に関する事項

(部会長及び副部会長)

第4条 専門部会に部会長及び副部会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 部会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は、部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第5条 全体会議及び専門部会は、鳥取市保健所長が委員長又は部会長の同意を得て招集する。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、鳥取市保健所において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は鳥取市保健所長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月16日から施行する。